

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	<p>〔 スポーツ施設 〕</p> <p>〔 福祉施設 〕</p> <p>〔 医療施設 〕</p> <p>〔 漁業集落環境施設 〕</p>	<p>スポーツ施設は、様々な施設種別があることや目的に応じた最適な施設の規模や仕様が異なる等の一方で、教育委員会には専門知識を有する職員が少ない等の課題があり、計画策定に時間を要している状況。引き続き、計画策定の必要性、ガイドラインの内容、先行事例等を周知するとともに、相談窓口及び講習会の開催を継続する。《文部科学省》</p> <p>策定が遅れている理由として、策定の必要性や方法が十分に認識されていないことが挙げられることから、各施設類型ごとに個別施設計画の策定に係るガイドラインを作成し、自治体が集まる会議等において周知することで自治体の取組を支援する。加えて、策定が進まない理由に関する詳細な調査を改めて行い、その結果に応じて、更なる支援策を検討する。《厚生労働省》</p> <p>地域における様々な医療ニーズに即した個別施設計画の策定推進に資するよう、策定主体である地方公共団体が抱える課題（点検手法や点検周期の設定方法等）を踏まえ、作成手順や計画のひな形を内容とするガイドラインを発出する。《厚生労働省》</p> <p>策定が遅れている理由として、策定の緊急性等が十分に認識されていないことが挙げられることから、引き続き、計画策定に対する支援を実施するとともに、計画未策定の地方自治体に対してガイドライン等の説明会開催を実施する。《農林水産省》</p>	<p>2020年度末までに個別施設計画が未策定の場合は、施設ごとに、策定が遅れている理由を踏まえ、早期策定に向けた必要な支援を行う。また、総合管理計画及び個別施設計画の内容充実・更新、計画の実行に向けた支援及び取組状況のフォローアップを行う。</p>	<p>総合管理計画及び個別施設計画の内容充実・更新、計画の実行に向けた支援及び取組状況のフォローアップを行う。</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p>	<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>
	<p>9 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</p> <p>「公共施設等総合管理計画」における公営企業施設分を含めた地方自治体ごとの策定状況や「個別施設計画」における地方自治体ごとの長寿命化等の対策の有無等の「見える化」の内容の更なる充実、先進・優良事例の横展開を図る。</p> <p>〔 総合管理計画 〕</p> <p>〔 学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設 〕</p>	<p>公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容の更なる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する。《総務省》</p> <p>個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表を公表することにより、個別施設計画の充実や計画の実行を推進する。《文部科学省》</p>	<p>全ての個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表が2020年度までに公表を予定しており、既に公表している総合管理計画とともに、一覧表の見える化の内容の更なる充実を図る。</p>	<p>主たる内容をまとめた一覧表の活用を通じ、計画の充実・実行を推進する。</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p>	<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	〔水道〕	個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表を公表することにより、個別施設計画の充実や計画の実行を推進する。《厚生労働省》				
	〔福祉施設〕	個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表を公表することにより、個別施設計画の充実や計画の実行を推進する。《厚生労働省》				
	〔医療施設〕	個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表を公表することにより、個別施設計画の充実や計画の実行を推進する。《厚生労働省》	全ての個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表が2020年度までに公表を予定しており、既に公表している総合管理計画とともに、一覧表の見える化の内容の更なる充実を図る。	主たる内容をまとめた一覧表の活用を通じ、計画の充実・実行を推進する。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100% ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕
	〔農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設〕	2019年度に公表予定の個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表について、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。《農林水産省》				
	〔道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅〕	2019年度に公表予定の個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表について、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。《国土交通省》				
	〔一般廃棄物処理施設〕	2019年度に公表予定の個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表について、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。《環境省》				
	〔総合管理計画・個別施設計画の策定状況〕	総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。《内閣官房、関係省庁》	一覧表の情報（計画策定状況）を更新する。			

3-2 PPP/PFIの推進

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。これらにより、2013年度～2022年度の10年間でのPPP/PFIの事業規模（契約期間中の総収入）21兆円を目指す。

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			KPI	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
PPP/PFIの推進	10 PPP/PFI推進アクションプランの推進 「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。 〔 PPP/PFI推進アクションプラン等 〕	施策の進捗状況等のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討をし、必要に応じてアクションプランを見直すことにより、PPP/PFIの更なる推進を図る。また、アセットリサイクル、SPC株式の流動化、資格等による体制整備等、地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブの検討を行い、2020年度内に結論を得る。《関係省庁》	施策の進捗状況等のフォローアップ結果や課題の検討結果等を踏まえ、必要に応じてアクションプランの見直しを行う。	施策の進捗状況等のフォローアップを行うとともに、アクションプランに基づき、多様なPPP/PFIの活用を推進する。	○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2022年度末までに181団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ
	〔 水道 〕	改正水道法による新たな許可制度の運用についての周知や具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続するとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。《厚生労働省》	施策の進捗状況等のフォローアップ結果等を踏まえ、必要に応じてアクションプランの見直しを行う。	施策の進捗状況等のフォローアップを行うとともに、水道におけるPPP/PFIの活用を推進する。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体	
	〔 下水道 〕	具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続するとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。《国土交通省》	施策の進捗状況等のフォローアップ結果等を踏まえ、必要に応じてアクションプランの見直しを行う。	施策の進捗状況等のフォローアップを行うとともに、下水道におけるPPP/PFIの活用を推進する。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体	

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
P P P / P F I の 推 進	〔 空港 〕	北海道内7空港（新千歳、稚内、釧路、函館、旭川、帯広、女満別）及び熊本空港について、コンセッションによる運営を開始するとともに、PPP/PFI推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港コンセッションの導入を促進する。《国土交通省》	広島空港について、コンセッションによる運営を開始するなど、空港コンセッションの導入を促進する。	施策の進捗状況等のフォローアップを行うとともに、空港コンセッションの導入を促進する。	○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2022年度末までに181団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ
	〔 交付金事業・補助金事業 〕	公営住宅、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、浄化槽について、交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用を行うとともに、その他の事業についても、優先規程の検討を行う。《関係省庁》	PPP/PFIの一部要件化の検討結果を踏まえ、一部要件化の実施・適用を行う。	交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用を行う。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体 ○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体	
	11 優先的検討規程の策定・運用 地方自治体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援を行う。	優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②人口20万人以上で未策定の地方公共団体における速やかな策定、③地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大を図る。《内閣府、総務省、関係省庁》	優先的検討規程の策定・運用状況のフォローアップとその結果を踏まえた課題・ノウハウの抽出と横展開等の取組の強化を図る。	優先的検討規程の策定・運用などを通じ、PPP/PFIの活用を推進する。	○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2022年度末までに181団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
P P P / P F I の 推 進	12 PPP/RFI 推進のための地方公共団体への支援 地方自治体等がPPP/RFIに取り組みやすい方策を講ずる。					
	〔 地域プラットフォーム 〕	2019年度に創設した地域プラットフォーム協定制度を活用しつつ、地域プラットフォームの全国への普及促進を図る。あわせて、専門家の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、PPP/RFIの具体的な案件形成を促進する。《内閣府、国土交通省、関係省庁》	地域プラットフォームの全国への普及促進等を通じ、地域プラットフォームに参画する団体の更なる拡大を図り、PPP/RFIの具体的な案件形成を更に促進する。	地域プラットフォームの積極的な活用を通じ、PPP/RFIを推進する。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/RFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/RFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ
	〔 ワンストップ窓口 〕	改正RFI法で創設されたワンストップ窓口制度やRFI推進機構による助言機能の活用により支援を行うとともに、相談内容の分析と現状課題の把握を通じて、PPP/RFIの更なる推進を図る。《内閣府、関係省庁》	ワンストップ窓口等における相談内容を踏まえつつ、地方公共団体等へよりの確な支援を行う。	ワンストップ窓口制度の活用などの取組を通じ、PPP/RFIの活用を推進する。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体	
	〔 人口20万人未満の地方公共団体への対応 〕	2019年3月に策定した「PPP/RFI導入可能性調査簡易化マニュアル」の周知及び運用支援等を地域プラットフォーム等を活用して行い、人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP/RFI推進のための取組を支援する。《内閣府、関係省庁》	マニュアルの周知及び運用支援などの取組強化を通じ、PPP/RFIの活用を推進する。	人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP/RFIの活用を推進する。		
〔 キャッシュフローを生み出しにくいインフラ 〕	海外調査を踏まえ、キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してPPP/RFIの利用が進まない理由、効果的な普及策等の検討を行う。《内閣府、関係省庁》	効果的な普及策等の検討及び検討結果を踏まえた必要な措置を講じる。	キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/RFIの活用を推進する。			

3-3 新しい時代に対応したまちづくり

新しい時代に対応したまちづくりを促進するため、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進めるとともに、所有者不明土地対策等を推進する。これらにより、市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024年度末までに評価対象都市の2/3とすることを旨とする。

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
新しい時代に対応したまちづくり	13 スマートシティの推進 官民データやIoTなどの新技術を活用し、まちの課題を解決する「スマートシティ」の創出と全国展開に向け、官民の連携プラットフォームの構築を通じて、データの官民利活用やモデル都市の創出、その横展開を目指し全府省で連携して取り組む。 (スマートシティ)	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年に設置したスマートシティタスクフォースを通じて、関係府省等が連携して、これまでの知見を活用しつつ、地域性や持続可能性に配慮しながらスマートシティ（スーパーシティを含む）に関するモデル事業等の取組を効果的・効率的に推進するとともに、モデル事業等の実施状況（課題や成果等）をフォローアップする。 ・2019年に設置したスマートシティ官民連携プラットフォームを通じて、ハンズオン支援・マッチング支援等の実施やガイドラインの策定により、モデル事業等を推進するとともに、成功モデルの横展開を促進する。 ・共同検討会議の議論を踏まえ、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）を活用して、スマートシティに関するアーキテクチャを2019年度中に構築し、各府省のモデル事業等に適用する。 ・リカレント教育等を通じてデータリテラシーを高めるため、大学等と連携して、スマートシティの創出・運用に必要な人材の育成・確保を図る。 ・海外の動向を踏まえつつ、スマートシティ関連の国際標準の策定に積極的に関与するなど国際協力・国際連携を図る。 ・スマートシティを普及させるに当たっての制度・運用上の課題を整理・検討する。 	左記の取組に加え、官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、連携させる官民データの量が増加するよう、スマートシティに関する共通アーキテクチャの普及・定着を推進するとともに、制度・運用上の課題を解決するために必要な措置を講じる。	左記の取組に加え、モデル事業等の取組の横展開や都市圏・地域圏での連携の強化を図るとともに、2019年に設立した「グローバル・スマートシティ・ライアンス」や「日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。	○官民連携プラットフォームの参加者数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	○スマートシティ関連事業により、技術を社会実装した自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
		※スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）				

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
新しい時代に対応したまちづくり	〔 データプラットフォーム【再掲】（⇒2） 〕	国土交通省が保有する国土に関するデータを連携したプラットフォームを構築し、3次元地図上において、構造物や地盤の情報の検索・表示・ダウンロードを可能とする。2022年度のデータプラットフォームの構築に向け、国土交通データ協議会を活用しつつ、内閣府とも連携し、自治体・民間とのデータ連携を推進するとともに、各団体が保有するデータの全体像の整理、標準化を図るためのデータ構成の統一化に関する技術開発、共有化にあたってのアクセス権限の考え方やデータ公開対象の整理を行う。《国土交通省》	自治体・民間が保有する国土・経済活動・自然現象に関するデータの連携を進める。	国・自治体・民間が保有する国土・経済活動・自然現象に関するデータを連携したプラットフォームを構築し、都市や地域の課題解決への活用を目指す。	○インフラ・データプラットフォームと連携するデータベース数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	○データプラットフォームの活用累積件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
新しい時代に対応したまちづくり	14 立地適正化計画の作成・実施の促進 コンパクト・プラス・ネットワークを推進するため、立地適正化計画と地域公共交通網形成計画の一体的策定等を促進するとともに、立地適正化計画制度の更なる改善や都市計画制度の在り方の見直しを進める。 (計画に対する予算措置等による支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・予算措置等により市町村の計画作成を支援する。 ・さらに、まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を不断に向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。 ・立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通網形成計画を作成していない市町村にあつては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。 ・計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援する。 ・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する。 	左記の取組に加え、立地適正化計画を作成した市町村を2020年末までに300市町村とすることとしていた従前の目標が達成されたかをフォローアップするとともに、立地適正化計画の制度・運用の改善等のために必要な措置を講じる。	新たに設定したK P Iの目標を達成するため、不断の見直しを実施し、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を加速させる。	○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村 ○立地適正化計画を地域公共交通に係る計画と併せて策定した市町村数：2024年度末までに400市町村	○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに評価対象都市の2/3
		≪国土交通省≫ ≪コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）≫				

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
新しい時代に対応したまちづくり	〔 支援施策の充実 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、まちのマネジメントの広域化・自治体間連携など、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う。 ・まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する。 ・2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、過年度に行った個別の働きかけを踏まえ、積極的に相談に応じるなど、個々の自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。 	<p>左記の取組に加え、立地適正化計画を作成した市町村を2020年末までに300市町村とすることとしていた従前の目標が達成されたかをフォローアップするとともに、立地適正化計画の制度・運用の改善等のために必要な措置を講じる。</p>	<p>新たに設定したKPIの目標を達成するため、不断の見直しを実施し、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を加速させる。</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通に係る計画と併せて策定した市町村数：2024年度末までに400市町村</p>	<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに評価対象都市の2/3</p>
	〔 モデル都市の形成・横展開 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。 ・過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。 ・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況、計画の実例、評価指標等をわかりやすく情報提供する。 				
	〔 都市計画に関するデータの利用環境の充実 〕	<p>官民協働による都市構造の最適化を図るため、都市計画情報のオープンデータ化に向けたガイドラインの継続的な周知や全国での研修会の実施など、地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行うことにより、都市計画情報の利活用を促進する。</p>				
	〔 効果的な評価指標の啓発 〕	<p>健康面、経済財政面などのコンパクトシティ化による多様な効用を明らかにする指標の活用を推進する。</p> <p>《国土交通省》 《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）》</p>				

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
新しい時代に対応したまちづくり	<p>〔 スマート・プランニングの推進 〕</p> <p>〔 立地適正化計画制度の更なる改善 〕</p>	<p>・人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法について、複数都市での検証を通じて、多様な施策の評価が可能となる高度なシステムへ改良する。</p> <p>・土木学会のもとに設置された「スマート・プランニング研究小委員会」と連携し、セミナーや勉強会を通じて、自治体やコンサルタント等への分析手法の普及を図る。</p> <p>2019年に取りまとめられた「都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ～安全で豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりの更なる推進を目指して～」を踏まえ、土砂災害特別警戒区域等の居住誘導区域からの除外を徹底するとともに、防災対策と立地適正化計画の更なる連携を進めるなど立地適正化計画の制度・運用を不断に改善する。また、開発許可についてコンパクトシティ等の趣旨に則った運用に適正化されるよう必要な措置について検討する。</p> <p>≪国土交通省≫</p> <p>≪コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）≫</p>	<p>左記の取組に加え、立地適正化計画を作成した市町村を2020年末までに300市町村とすることとしていた従前の目標が達成されたかをフォローアップするとともに、立地適正化計画の制度・運用の改善等のために必要な措置を講じる。</p>	<p>新たに設定したK P Iの目標を達成するため、不断の見直しを実施し、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を加速させる。</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通に係る計画と併せて策定した市町村数：2024年度末までに400市町村</p>	<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに評価対象都市の2/3</p>
	<p>15 地域公共交通網形成計画の作成・実施の促進</p> <p>コンパクト・プラス・ネットワークを推進するため、立地適正化計画と地域公共交通網形成計画の一体的策定等を促進する。</p>	<p>・公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通網形成計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。</p> <p>・地域公共交通網形成計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあつては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。</p> <p>・2020年の通常国会を目指し地域公共交通活性化再生法等の見直しを行うことを踏まえ、新たな計画制度のもとで、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、交通政策基本計画を見直す。</p> <p>≪国土交通省≫</p>	<p>新たな計画制度のもとでの地方公共団体等による計画策定を更に推進するほか、新たな交通政策基本計画に基づき、取組内容の見直しを行う。</p>	<p>新たな計画制度のもとでの地方公共団体等の状況を踏まえ、支援内容の充実等を図る。</p>	<p>○地域公共交通網形成計画の策定件数：2020年度末までに500件 ※交通政策審議会等において議論中</p> <p>○地域公共交通に係る計画を立地適正化計画と併せて策定した市町村数：2024年度末までに400市町村</p>	<p>○地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】 ※交通政策審議会等において議論中</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
新しい時代に対応したまちづくり	16 都市計画道路の見直し 都市計画道路の見直しについて手引を周知するなど横展開を図る。	2017年度及び2018年度に策定した「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。 <<国土交通省>>	目標年次の中間年次として、K P Iの達成状況をフォローアップし目標値等について検討する。	K P Iの目標が達成されるよう、左記の取組を推進する。	○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100%	○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90%
	17 既存ストックの有効活用 空き家等の流通・利活用に向け、地方自治体・不動産団体等の先進的取組や活用・除却への支援、情報の充実等を促進する [先進的取組や活用・除却への支援]	空き家等の流通促進に向け、2018年4月から本格運用している「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施する。 空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産団体への支援及び優良事例の横展開を実施する。 空き地等の適切な管理・流通・再生を担うランドバンクのスタートアップ等への取組を支援する。 2019年に策定した「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。 <<国土交通省>>	全国版バンクによる情報提供の充実化等を促進し、更なる空き家等の流通を促進する。 左記の取組に加え、空き家所有者等に対する説明会、ガイドブック作成等を通じて優良事例の横展開を実施する。 取組状況を踏まえ、ランドバンクの実践的な取組等への支援を行う。 クラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の普及啓発を行うとともに、不動産特定共同事業を実施できる人材の育成を図る。	既存住宅流通の活性化に向け、全国版バンクによる情報提供の充実化等を促進し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する。 空き家等の流通促進のための優良事例の周知・展開を図ることで、空き家の流通・利活用を促進する。 ランドバンクの実践的な取組を支援しつつ、ノウハウの横展開を図る。 取組状況を踏まえ、クラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業を活用した、空き家等の再生・活用を推進する。	○空き家・空き店舗等の再生による新たな投資：2020年度～2022年度の平均値で3.7億円	○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる ○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
新しい時代に対応したまちづくり	〔 先進的取組や活用・除却への支援 〕	<p>地方公共団体が行う空き家の除却に対する支援を実施する。</p> <p>地方公共団体が行う地域活性化に資する空き家の活用に対する支援等を実施する。</p> <p>新たな住宅セーフティネット制度の一環として、空き家・空き室を活用した子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録を促進する。</p> <p>市町村や民間事業者等が行う先進的な空き家対策の取組に対する支援を実施する。</p> <p>2018年7月に施行した改正都市再生特別措置法等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度（低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定等）について、市町村に対する立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。</p> <p>《国土交通省》</p>	<p>地方公共団体が行う空き家の活用・除却への支援を実施する。</p> <p>セーフティネット住宅の登録目標（2020年度末：17.5万戸）の達成状況等を踏まえ、一層の登録促進方策を検討する。</p> <p>市町村や民間事業者等が行う先進的な空き家対策の取組を横展開する。</p> <p>目標年次の中間年次として、K P I の達成状況をフォローアップし目標値等について検討する。</p>	<p>空家等対策計画の策定を促進し、地方公共団体が行う空き家の活用・除却への支援を実施する。</p> <p>セーフティネット住宅の登録促進にあわせ居住支援の充実や支援制度の活用推進を図る。</p> <p>先進的な取組の横展開を通じて、空き家対策を促進する。</p> <p>K P I の目標が達成されるよう、左記の取組を推進する。</p>	<p>○空家等対策計画を策定した市区町村数の割合：2025年末までにおおむね8割</p> <p>○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35件</p> <p>○立地誘導促進施設協定の締結数：2023年度末までに約25件</p>	<p>○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる</p> <p>○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
新しい時代に対応したまちづくり	<p>〔 情報の充実等 〕</p> <p>〔 売主と買主の情報の非対称性を低減させるための取組の推進 〕</p> <p>〔 未利用資産等の活用促進 〕</p>	<p>宅建業者が地図上でハザード情報等を一元的に確認できる不動産総合データベースの運用に向けて検討・調整するとともに、官民データを活用した賃料等の不動産情報基盤の充実を行う。</p>	<p>不動産総合データベースの構築・運用に向けて検討・調整しつつ、官民データを活用した不動産情報基盤について、地方公共団体と連携し、事例の展開を図る。</p>	<p>地方公共団体と連携し事例を展開する中で生じた課題に対応し、不動産情報基盤の更なる普及促進を図る。</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2020年度に125,000件 ※不動産情報に係る新たな指標の充実：2020年度までに公表</p> <p>○インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合：2025年までに20%</p> <p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	<p>○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる</p> <p>○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円</p> <p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>
		<p>消費者の建物状況調査（インスペクション）に関する理解が十分進むよう、国が専門家による建物状況調査（インスペクション）の活用の促進や、2018年4月に標章使用開始した「安心R住宅」制度の周知・普及を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。 《国土交通省》</p>	<p>建物状況調査（インスペクション）や「安心R住宅」制度を活用し、売主・買主が安心して取引できる市場環境整備を推進する。</p>	<p>既存住宅市場の活性化に向け、売主・買主が安心して取引できる市場環境整備を推進する。</p>		
		<p>住宅市場に占める既存住宅の流通シェアが高い諸外国における制度事例を調査・分析し、買主がインスペクションを利用しやすくなる方策を検討する。 《国土交通省》</p>	<p>左記の検討結果を踏まえ、既存住宅市場を活性化させるための取組を推進する。</p>	<p>取組状況のフォローアップとそれを踏まえた対応策を講じ、更なる既存住宅市場の活性化を図る。</p>		
		<p>国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。 また、地域や社会のニーズに対応した有効活用を推進するため、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、将来世代におけるニーズへの対応のため所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図る。 《財務省》</p>	<p>国有地について、売却だけでなく定期借地権を利用した新規の貸付けなど、国有地の有効活用を推進する。</p>	<p>取組状況を踏まえ、国有地の有効活用を推進する。</p>		
		<p>公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。 《総務省》</p>	<p>先進的な取組事例の把握・横展開を通じて、公有地の有効活用を促進する。</p>	<p>取組状況を踏まえ、公有地の有効活用を推進する。</p>		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
新しい時代に対応したまちづくり	<p>〔 未利用資産等の活用促進 〕</p> <p>〔 地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検 〕</p>	<p>総務省HPにおいて、各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、将来に向けた財政負担も踏まえた老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。</p> <p>＜総務省＞</p> <p>民間事業者も参画した公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。</p> <p>＜関係省庁＞</p> <p>既存ストックの有効活用に向け、全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。</p> <p>各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用にあたっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う。</p> <p>＜財務省、総務省＞</p>	<p>各地方公共団体における固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針等の公開の進展に合わせて総務省HPのリンクを順次更新する。また、直近の決算統計データ等を用いて各地方公共団体の財政状況資料集を更新する。</p> <p>先進的な事例の横展開を通じて、公有財産の有効活用を推進する。</p> <p>国と地方公共団体とが連携して、地域の国公有財産の最適利用を推進する。</p>	<p>統一的な基準による固定資産台帳や財政状況資料集について、最新の情報を発信する。</p> <p>取組状況を踏まえ、公有財産の有効活用を推進する。</p> <p>取組状況を踏まえ、国公有財産の最適利用を推進する。</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p> <p>○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
新しい時代に対応したまちづくり	18 所有者不明土地の有効活用 所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、基本方針等に基づき、新しい法制度の円滑な施行を図るとともに、土地の適切な利用・管理の確保や地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について2020年までに必要な制度改革の実現を目指すなど、期限を区切って対策を推進する。あわせて、遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組を進めるほか、登記所備付地図の整備を推進するため、筆界特定制度の新たな活用策等についても検討を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について、2020年末までに必要な制度改革を実施する。 2018年1月に策定した「所有者不明私道への対応ガイドライン」について周知・広報する。 筆界特定制度の新たな活用策等の導入に必要な制度改革を実施する。 <<法務省>>	<ul style="list-style-type: none"> 新たな仕組みに基づく所有者情報の把握を推進する。 筆界特定制度の新たな活用策等を実施する。 	新たな仕組みに基づく所有者情報の把握を推進するとともに、筆界特定制度の新たな活用策等を実施する。	○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約140,000筆	○長期相続登記等未了土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	[相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等] [長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消] [遺言書保管制度の円滑な導入]	長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策を実施する。 <<法務省>>	所有者不明土地の発生を予防するための仕組み等に関する2020年末までの制度改革を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討する。	長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策について、必要に応じて改善策を講じる。	○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約15,000筆	○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
		法務局における遺言書の保管等に関する法律に基づく遺言書保管制度を2020年7月までに運用開始する。 <<法務省>>	相続をめぐる紛争等の防止の観点から、遺言書保管制度の普及を図る。	遺言書保管制度の普及を促進し、相続手続の円滑化を図る。		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
新しい時代に対応したまちづくり	<p>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行 土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策</p> <p>所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置</p> <p>所有者不明農地・森林に関する新たなスキーム等</p>	<p>土地の管理や利用等に関して関係者に求められる役割や土地所有者等が負うべき責務、その担保となる基本的施策に関して、土地基本法等の見直しを行う。あわせて、人口減少社会に対応した新たな総合的土地政策の策定に向けた検討を行う。 《国土交通省》</p>	<p>改正土地基本法等の内容について周知を図るとともに、新たな総合的土地政策を踏まえた個別施策の具体化に向けた検討を行う。</p>	<p>新たな総合的土地政策を踏まえた個別施策を具体化する。</p>	<p>第1階層</p> <p>○所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月（約1/3短縮）</p> <p>○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p> <p>○私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2023年度末までに10割</p>	<p>第2階層</p> <p>○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件</p> <p>○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割</p> <p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割</p>
		<p>所有者不明土地を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置等について、国土審議会「国土調査のあり方に関する検討小委員会」の報告書（令和元年6月28日公表）で示された方向性を踏まえ、第7次国土調査事業十箇年計画を策定し、これに基づき地籍調査を円滑かつ迅速に進める。 《国土交通省》</p>	<p>円滑かつ迅速に地籍調査を進めるための手法の導入を促進し、第7次国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査を推進する。</p>	<p>新手法の導入事例の展開等により、その導入を更に促進し、第7次国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査を推進する。</p>		
		<p>所有者不明農地等について、共有農地の管理者の判断で農地中間管理機構に利用権を設定できる制度の運用を本格化するとともに、説明会等により、制度の周知を図る。（改正農業経営基盤強化促進法は2018年11月16日施行） 《農林水産省》</p>	<p>制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、優良事例を収集する。</p>	<p>優良事例の周知等を通じて、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を更に推進する。</p>		
		<p>森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で制度の周知を図るほか、全国の先進事例を調査・分析、普及することで全国に横展開を図る。 《農林水産省》</p> <p>林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、地方交付税措置により支援する。 《農林水産省》</p>	<p>制度の周知を図るとともに、全国の先進事例の横展開を図る。</p> <p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。</p>	<p>全国の先進事例の横展開を図りつつ、森林の集積・集約化を推進する。</p>		

4. 地方行財政改革

地方行財政改革 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果 ※ どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 ・窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416以上】 ・総合窓口の導入 【185⇒370以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度） （参考）庶務業務の集約化※ 【2020年度までに471以上】達成済み</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 【2020年度末までに140】 モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数 【2019年度末までに目標数値設定】</p>	<p>1. 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化</p> <p>これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p>

※庶務業務の集約化は、人口規模の大きな自治体以外では業務効率化の効果を発揮できないことが多いところ、都道府県で97.9%、指定都市で80%、特別区で100%（2018年4月1日現在）などとなっており、今後は自治体業務のデジタル化を推進しつつ、それぞれの自治体の状況等に応じて、最も効果的な手法を選択することが適当である。

地方行財政改革 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】</p> <p>○収支赤字事業数 【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p>2. 公営企業の抜本的な改革等の推進</p>
	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人未満） 【2024年度予算から対象団体の100%】</p>	<p>3. 下水道・簡易水道について、新たなロードマップに基づき、公営企業会計の適用を一層促進</p>
	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○水道 ・広域連携に取り組むこととした市町村数 【増加、進捗検証】 ・水道広域化推進プランを策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p> <p>○下水道 ・広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【増加、進捗検証】 ・広域化・共同化計画を策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p>	<p>4. 水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進</p>

地方行財政改革 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 【増加、進捗検証】</p>	<p>5. 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p>
	<p>○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）</p>	<p>○以下の経営健全化のための方針の策定要件のうち、該当する要件に係る数値が改善している第三セクター等の数</p> <p>① 債務超過法人 ② 時価で評価した場合に債務超過になる法人 （土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む）</p> <p>③ 地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p>	<p>6. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p>
	<p>—</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化</p>	<p>7. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化</p>

地方行財政改革 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	KPI 第2階層	KPI 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>	<p>○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」</p>	<p>8. 地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握</p>
	<p>○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>	<p>○統一的な様式で公表した地方公共団体数</p>	<p>9. 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表</p>
	<p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数</p>	<p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 【増加、進捗検証】</p>	<p>10. 統一的な基準による地方公会計</p>
	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>	<p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数</p>	<p>11. 地方財政の全面的な「見える化」</p>

地方行財政改革 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】</p>	<p>○国庫支出金の設定済みパフォーマンス指標の見える化実施割合【100%】</p>	<p>1 2. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化</p>
	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数【増加】</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数（IPアドレス）【増加】 ・月平均データダウンロード回数【増加】</p>	<p>1 3. 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</p>
	<p>—</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%【再掲】</p>	<p>1 4. 医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について検討</p>
	<p>○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数【連携中枢都市圏は2022年度までに35圏域。定住自立圏は2024年度までに140圏域】 ○各圏域において設定したK P I の達成</p>	<p>1 5. 中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等</p>
	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1 6. 補助金の自由度を高める</p>

地方行財政改革 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	—	○地方制度調査会での議論を踏まえ検討	17. 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方を検討
	○法定外税や超過課税による税込	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	18. 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）
	—	—	19. 地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源の地方のための活用

地方行財政改革 2. 個性と活力ある地域経済の再生

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 個性と活力ある地域経済の再生</p> <p>【指標】 ○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等）</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度）</p> <p>○地域運営組織の形成による集落生活圏の維持 【第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に合わせて、定量的なKPIを設定】</p> <p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したKPIの達成 （事前に設定したKPIを達成した事業数/交付金対象事業数） 【目標：77%】</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果（経済波及効果等） 【目標：1.6倍】</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2020年度以降、5割以上とすることを旨とする】</p> <p>○地域運営組織の形成数 【2020年までに5,000団体】 【第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定時に、状況を踏まえた定量的なKPIを設定】</p> <p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるKPIの設定 （KPIを設定した事業数/交付金対象事業数） 【目標：全事業】</p> <p>○地方公共団体のKPI達成に貢献する可能性が高い取組である「適切なKPI設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】</p>	<p>20. 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>21. 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>22. 地方創生推進交付金の効果向上</p>

4-1 持続可能な地方行財政基盤の構築

持続可能な地方行財政基盤の構築を進めるため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や補助金の自由度を高める取組等を進める一方、地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。また、見える化、先進・優良事例の横展開に取り組む。

	取組事項	実施年度			K P I		
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層	
1	<p>先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>地方自治体の窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化する。その他の業務改革についても、改革工程表に沿った取組を進めていく。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。</p>	<p>「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及。</p> <p>総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別・団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表。</p> <p>具体的には「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表。</p> <p>「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）については、団体の人口規模とともに一覧にまとめて公表。</p> <p>窓口業務に限らず、民間委託の取組を優良事例とすることとし、公表。</p>	<p>「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及させるとともに、窓口業務改革の取組状況や歳出効率化効果等を把握し「見える化」を実施。</p> <p>2020年度におけるKPIの達成状況を踏まえ、必要に応じ更なる取組を推進。</p>	<p>窓口業務改革をはじめとする先進的な業務改革の取組等を他の自治体へ更に波及。</p> <p>それまでの取組状況を精査し、必要な対応を検討し実施。</p>	<p>行政手続のオンライン化、行政手続に関連する民間手続のワンストップ化、マイナンバーカードの普及を推進（各取組については次世代型行政サービスの早期実現に記載）。</p> <p>行政手続のオンライン化、行政手続に関連する民間手続のワンストップ化、マイナンバーカードの普及を一層推進。</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 ・窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416以上】 ・総合窓口の導入 【185⇒370以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p>	<p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>

持続可能な地方行財政基盤の構築

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方行政財政基盤の構築	地方自治体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。	<p>業務効率化等に向けて窓口業務の委託を検討する自治体に対し標準委託仕様書等の情報提供に努めるとともに、情報提供を実施した地方公共団体をフォローアップ。</p> <p>【業務改革の取組等の成果の反映】 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、地方公共団体への影響等を考慮しつつ、複数年かけて段階的に反映。</p> <p>窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、基準財政需要額の算定への反映を検討。</p> <p>地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に段階的に反映。</p> <p>業務改革の取組等の成果の反映に関する周知を推進（ホームページに公表）。 《総務省、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室》</p>	<p>フォローアップの結果を踏まえ、標準委託仕様書等を見直す。</p> <p>導入済みの業務について、段階的に反映。</p> <p>2020年度までの取組を踏まえ、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、窓口業務の委託を推進。 ＜基準財政需要額の算定への反映がなされていない場合には、上記の状況を踏まえて、引き続き反映を検討＞</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>周知を推進。</p>	<p>—</p> <p>2021年度までの取組を踏まえ、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、窓口業務の委託を推進。 ＜基準財政需要額の算定への反映がなされていない場合には、上記の状況を踏まえて、引き続き反映を検討＞</p> <p>—</p>	<p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 【2020年度末までに140】 モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数 【2019年度末までに目標数値設定】</p>	<p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方行政財政基盤の構築	2 公営企業の抜本的な改革等の推進 公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びP D C A等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促すとともに、廃止・民営化等の検討にも資するよう、経営比較分析表の充実と一覽して容易に比較できる形での公表を検討する。	経営戦略の策定及び見直し等を通じ、収入・支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。 経営比較分析表について、これまで順次公表してきた8分野に加えた更なる公表分野の2020年内における拡大や、廃止・民営化等の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覽して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進。 水道・下水道などについてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。 《総務省・厚生労働省・国土交通省・農林水産省・環境省》	2020年度までの各自治体における経営戦略の策定状況を踏まえ、公営企業の抜本的な改革の推進に向け必要に応じ更なる方策を講じ、一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。	2021年度までの取組状況を踏まえ、公営企業の経営の抜本的な改革を更に推進。	○経営戦略の策定率【2020年度までに100%】 ○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））
	3 下水道・簡易水道について、新たなロードマップに基づき、公営企業会計の適用を一層促進 下水道・簡易水道については、新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用を一層促進するほか、その他の事業についても公営企業会計にできる限り移行するよう検討を促す。これらの取組の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する。	2018年度に策定した新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても重点事業（下水道、簡易水道事業）を中心に、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層推進。 重点事業以外の事業についても公営企業会計へのできる限りの移行を促進。 （重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討） 《総務省》	ロードマップに基づく2023年度までの公営企業会計への移行に向け、公営企業会計の適用状況を把握し、必要に応じ更なる促進策を検討しつつ、各自治体における取組を促進。	公営企業会計の適用状況を把握し、ロードマップに基づく公営企業会計への移行が着実に進むよう各自治体における取組を促進。	○重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象団体の100%】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
4	水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進	<p>【水道】</p> <p>2018年度に策定した持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>2022年度までに各都道府県における水道広域化推進プランの策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>【下水道】</p> <p>2018年度に策定した持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。</p> <p>2022年度までに各都道府県における広域化・共同化計画の策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>〈総務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省〉</p>	<p>2022年度までの各都道府県における水道広域化推進プランの策定をはじめ、具体的な方針に基づく取組の進捗状況を把握し、必要に応じ更なる推進方策を検討。</p> <p>2022年度までの各都道府県における広域化・共同化計画の策定をはじめ、具体的な方針に基づく取組の進捗状況を把握し、必要に応じ更なる推進方策を検討。</p>	<p>水道広域化推進プランの策定を促すとともに、同プランに基づく広域化の具体的な取組を推進。</p> <p>広域化・共同化計画の策定を促すとともに、同計画に基づく広域化の具体的な取組を推進。</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数 【増加、進捗検証】</p> <p>○水道広域化推進プランを策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p> <p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【増加、進捗検証】</p> <p>○広域化・共同化計画を策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p>

持続可能な地方財政基盤の構築

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
持 続 可 能 な 地 方 行 政 基 盤 の 構 築	5 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進 公立病院について、2020年度までの集中的な改革の推進に当たり再編・ネットワーク化等に引き続き取り組むとともに、経営改革の進捗状況を定量的に把握し、必要な取組を検討する。	新公立病院改革プランの改定や着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等、2020年度までの集中的な改革を推進。 経営改革進捗状況を定量的に把握するとともに各取組の成果を検証し、必要な取組を検討。 《総務省》	2020年度までの集中的な改革における各取組の検証結果を踏まえ、必要な措置。	2021年度までの公立病院の経営改革の取組を踏まえ、再編・ネットワーク化等の取組を更に推進。	○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 【増加、進捗検証】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））

	取組事項	実施年度			K P I		
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層	
持続可能な 地方行政 財政基盤の 構築	6 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進	<p>財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方自治体において2018年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進し、2020年度から取組状況を把握・公表する。</p>	<p>財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方自治体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を2020年内に把握・公表。</p> <p>経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の団体に対して策定を促すなど取組を推進。</p> <p>《総務省》</p>	<p>各地方自治体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。</p>	<p>経営健全化のための方針に基づく取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じ更なる推進方策を検討。</p>	<p>○以下の経営健全化のための方針の策定要件のうち、該当する要件に係る数値が改善している第三セクター等の数</p> <p>① 債務超過法人</p> <p>② 時価で評価した場合に債務超過になる法人 (土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む)</p> <p>③ 地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p>	<p>○第三セクター等に対する財政支援額(補助金、損失補償、債務保証)</p>
	7 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化	<p>地方財政計画と決算について、よりわかりやすく比較が可能となるよう、基盤強化期間中に、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について見える化する。</p>	<p>地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。</p> <p>《総務省》</p>	<p>地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化に取り組む。</p>	—	—	

	取組事項	実施年度			K P I		
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層	
持続可能な地方行政財政基盤の構築	8 地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握	地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）に関して、試行調査を行い明らかになった課題に配慮しつつ検討を行い、法令との関係を含めて引き続き見える化に取り組む。その際、試行調査における歳出区分の適正化や歳出区分への計上精度の向上を着実に進めるとともにICTを活用することにより、地方自治体の業務負担を軽減することを検討する。	地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など）の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。 《総務省》	左記の課題の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。	課題の解消に向けた取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて調査手法を改善しつつ、地方自治体における予算に基づく政策の質の向上を図る上で参考となるよう、「見える化」を推進。	○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国状況を「見える化」	○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数
	9 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表	地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す。	2019年度決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。 《総務省》	2020年度決算を踏まえ、一覧化情報を更新。	2021年度決算を踏まえ、一覧化情報を更新。	○統一的な様式で公表した地方公共団体数	○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数
	10 統一的な基準による地方公会計	統一的基準による地方公会計について、固定資産台帳や出資金明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進するなど、資産管理向上への活用を推進する。	統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。 《総務省》	固定資産台帳や出資金明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充による「見える化」を促進するとともに、資産管理向上への具体的な活用事例について地方自治体へ分かりやすく示す。	比較可能な形で分析・公表する方策等を検討し、更なる「見える化」の推進及び資産管理向上への活用事例の共有に取り組む。	○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【増加、進捗検証】	○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方行財政基盤の構築	11 地方財政の全面的な「見える化」	<p>住民一人当たり行政コストを公表し、決算情報の「見える化」を推進。</p> <p>ストック情報を全面的に「見える化」</p> <p>e-Stat機能の活用状況等を踏まえ、必要に応じて決算情報の登録方法等の改善を検討するなど適切な措置を実施。</p> <p>予算・決算の対比について、引き続き総務省において一覧性ある形で公表することにより、「見える化」を推進。</p> <p>基準財政需要額の内訳等を公開して経年変化を充実し、交付税算定の「見える化」を推進。</p> <p>《総務省》</p>	<p>住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。</p>	<p>取組状況を踏まえ、地方自治体における財政運営の参考となるよう「見える化」の促進について更に検討。</p>	<p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数</p>	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>
	12 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化	<p>国庫支出金のパフォーマンス指標を設定・見える化し、配分のメリハリ付けを促進する。</p> <p>所管府省庁における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・「見える化」を促すとともに、「見える化」が進んでいる事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。</p> <p>《内閣府、制度所管府省庁》</p>	<p>左記の取組状況を踏まえ、更なる取組を検討・実施。</p>	<p>2021年度における取組状況を踏まえ、更なる取組を検討・実施。</p>	<p>○国庫支出金の設定済みパフォーマンス指標の見える化実施割合【100%】</p>	<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】</p>

	取組事項	実施年度			K P I		
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層	
持続可能な地方行政財政基盤の構築	13 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース	<p>同規模の類似団体における経費水準の比較など、見える化されたデータを活用し、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行い、業務改革等を促進する。</p>	<p>前年度の「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」のグラフ表示機能追加等の結果を踏まえつつ、更なる利活用促進のための機能強化を実施するとともに、ユーザーへのヒアリング調査を進めて利活用状況の把握を行った上で、更なる利便性向上に向けた改善を検討する。</p> <p>〈内閣府〉</p>	<p>2020年度における検討を踏まえ、利便性向上に向けて必要な措置を講ずるとともに、その内容について自治体への広報を進める。</p>	<p>2021年度において措置した内容について効果検証を行い、残された課題への対応を整理する。</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数（IPアドレス） 【増加】 ・月平均データダウンロード回数【増加】</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数 【増加】</p>
	14 医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について検討	<p>人口減少・高齢化の下、長寿命化等による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見直しについて、関係府省庁は作成・公表を進めるとともに、社会保障の将来見直しに関する議論も踏まえた上で、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省庁が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討する。</p>	<p>長寿命化等による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見直しについて、作成・公表を進める（各取組については、社会資本整備等の取組事項7に記載）。</p> <p>上記及び社会保障の将来見直しに関する議論を踏まえた上で、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。</p> <p>〈関係府省〉</p>	<p>関係府省が連携し、必要な対応策を検討するとともに、基盤強化期間後の取組に資するよう課題等を整理。</p>	<p>左記の課題等を踏まえ、更なる対応策を検討。</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見直しの公表：2020年度末までに100%【再掲】</p>	<p>—</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
持続可能な 地方行政 財政基盤 の構築	<p>15 中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等</p> <p>市町村における人口減少や技術者不足等を見据え、行政コストの効率化に向け、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進する。また、人口規模が小さく、行財政能力の限られる地方自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の活用等を推進する。連携中枢都市圏や定住自立圏による広域連携の取組に対する支援とともに、取組事例に関する情報提供等により、各圏域における取組の深化を促進する。地方自治体の実情に応じ、市町村合併の進捗状況が地域ごとに異なることを踏まえ、公共サービスの広域化・共同化の取組を着実に推進する。</p> <p>広域的に相互に連携する事業やスマートシティの推進など地域課題の解決に効果的な事業に積極的に取り組む地方自治体に対する地方財政措置の拡充について検討する。</p>	<p>連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。</p> <p>今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。</p> <p>地方制度調査会における議論も踏まえ、必要な検討を行う。</p> <p>複数の地方自治体が連携して実施する公共施設等の集約化・複合化の取組について地方財政措置を講じる。</p> <p>《総務省》</p>	<p>連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。</p> <p>取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。</p> <p>地方制度調査会における議論も踏まえ必要な検討を行う。</p> <p>各府省の関係事業の動向や地方自治体の取組状況等を踏まえつつ、地方財政措置について検討。</p>	<p>連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。</p> <p>取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。</p> <p>地方制度調査会における議論やK P Iの達成状況も踏まえ、必要な検討を行う。</p> <p>2021年度までの取組状況等を踏まえつつ、地方財政措置について検討。</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数 【連携中枢都市圏は2022年度までに35圏域。定住自立圏は2024年度までに140圏域】</p> <p>○各圏域において設定したK P Iの達成</p> <p>—</p>	<p>○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）</p> <p>—</p>
	<p>16 補助金の自由度を高める</p> <p>地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方における新たな発想や創意工夫をいかにさせるよう、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、要件の緩和、手続の簡素化、補助単価等の実態に即した見直し等に向けて、課題を捕捉した上で2019年末までに対象や工程を具体化する。</p>	<p>地方創生関係交付金については、地方公共団体の意見等も踏まえたうえで、必要な見直しを実施。</p> <p>公立学校施設の空調補助については、整備内容に応じた単価を設定するとともに、効果的かつ効果的な整備事例を全国に周知。</p> <p>地方公共団体から地方分権改革に関する提案を募集し、補助金の要件の緩和、手続の簡素化に係る提案について関係府省との間で調整を実施し、提案に関する対応方針を年末までに決定する。</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府、文部科学省》</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>地方公共団体から地方分権改革に関する提案を募集し、補助金の要件の緩和、手続の簡素化に係る提案について関係府省との間で調整を実施し、提案に関する対応方針を年末までに決定する。</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>地方公共団体から地方分権改革に関する提案を募集し、補助金の要件の緩和、手続の簡素化に係る提案について関係府省との間で調整を実施し、提案に関する対応方針を年末までに決定する。</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方行政財政基盤の構築	17 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方を検討 基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方について、第32次地方制度調査会での議論も踏まえつつ、検討する。	地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討。 《総務省》	地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討。	地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討。	○地方制度調査会での議論を踏まえ検討	—
	18 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進） 課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援を行うことにより、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。	課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援。 《総務省》	2020年度決算を踏まえ、課税自主権の活用状況（年度更新）について情報提供。	2021年度決算を踏まえ、課税自主権の活用状況（年度更新）について情報提供。	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	○法定外税や超過課税による税収
	19 地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源の地方のための活用 地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源（不交付団体の減収分）は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。	必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用。 《総務省》	—	—	—	—

4-2 個性と活力ある地域経済の再生

個性と活力ある地域経済の再生に向けて、2015～2019年度の第1期の検証を踏まえ地方創生を更に推進するため、まち・ひと・しごと創生事業費について、頑張る地方の取組を支援する観点から、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進めるとともに、地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。これらのほか、地方創生人材支援制度につき2020年度から2回目の派遣を認めるなどの各種関連施策により、2020年度からの新たな第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における各種KPIの達成を目指す。また、人口急減地域においては、地域社会・経済の維持に困難が生じており、地域づくりを行う人材の確保を図る。

	取組事項	実施年度			KPI	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
個性と活力ある地域経済の再生	<p>20 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化について検討する。</p> <p>歳出改革の推進と地域再生や業務効率化等に前向き、具体的な行動に取り組む地方の取組を支援する仕組みの強化の観点から、地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費の人口減少等特別対策事業費において、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を5割以上とすることを目指す。</p>	<p>「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、更なる見直しを検討。</p> <p>《総務省》</p>	<p>左記の検討状況も踏まえ必要な措置を講じる。</p>	<p>前年度までの取組状況も踏まえ必要な措置を講じる。</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2020年度以降、5割以上とすることを目指す】</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等）</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度）</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
個性と活力ある地域経済の再生	21 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる	<p>地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。</p> <p>地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、ブロック別研修会の開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。</p> <p>全国の自治体に対して取組状況を調査し、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実。</p> <p>法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。</p> <p>地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により支援。</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》</p>	<p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、法人化の推進や地域の多様な組織との連携など取組の質の向上に向けて、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置。</p>	<p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、法人化の推進や地域の多様な組織との連携など取組の質の更なる向上に向けて、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置。</p>	<p>○地域運営組織の形成数 【2020年までに5,000団体】 【第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定時に、状況を踏まえた定量的なKPIを設定】</p>	<p>○地域運営組織の形成による集落生活圏の維持 【第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に合わせて、定量的なKPIを設定】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
個性と活力ある地域経済の再生	<p>22 地方創生推進交付金の効果向上</p> <p>地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。</p>	<p>効果的な事業の採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度における地方創生推進交付金について、①K P Iの実績見込みや効果検証結果、②自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を備えた先導的な取組内容か、を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。 <p>地方公共団体における検証体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン等を活用し、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進。 ・地方創生推進交付金の効果検証を実施。 <p>先駆的な取組の全国展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。 <p>必要予算の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度予算において、所要額を計上。 <p>〈内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府〉</p>	<p>2020年度の成果等を踏まえつつ、左記取組を改善しつつ実施。</p>	<p>2021年度の成果等を踏まえつつ、左記取組を改善しつつ実施。</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P Iの設定 （K P Iを設定した事業数／交付金対象事業数） 【目標：全事業】</p> <p>○地方公共団体のK P I達成に貢献する可能性が高い取組である「適切なK P I設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P Iの達成（事前に設定した事業数／交付金対象事業数） 【目標：77%】</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果（経済波及効果等） 【目標：1.6倍】</p>

5. 次世代型行政サービスの 早期実現

次世代型行政サービスの早期実現 1. 政府全体のデジタル・ガバメントの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○2020年3月までの国における事業者の行政手続コストの20%以上の削減</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、国と歩調を合わせ、統一化の推進</p> <p>○各種添付書類が省略されたことによる国民・事業者の負担軽減</p> <p>○オンラインで実施可能となった手続件数のうち、実際にオンラインで実施されている手続件数の割合</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画に記載された施策の目標達成率 【目標：全都道府県の計画策定後、2021年度に施策調査を行い設定する予定】</p>	<p>○各省が策定した重点9分野（※）についての行政手続の簡素化計画において、行政手続コストの20%以上の削減に向けた進捗管理・フォローアップ（削減率） ※ 営業の許可・認可に係る手続、社会保険に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に対する協力、従業員の労務管理に関する手続、商業登記等、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、事業者の負担が大きいもの46件の統一に向けた各省の取組の進捗管理・フォローアップ</p> <p>○登記事項証明書（商業法人）の省略が可能な手続数</p> <p>○各種添付書類の省略が可能な手続数</p> <p>○オンラインで実施できる手続件数</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画策定団体数 【目標：2020年度末までに47都道府県】</p>	<p>1. 許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一、行政手続における添付書類の省略、政府全体のデジタル化・オンライン化</p>

次世代型行政サービスの早期実現 1. 政府全体のデジタル・ガバメントの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携対象事務及び対象情報の範囲拡大によるデジタルファーストの推進</p> <p>○2021年度以降、地方自治体による各種現金給付等をキャッシュレスのポイント給付で行うモデル事業を開始</p> <p>○コンビニ交付サービス（マイナンバーカードの利活用）の拡大による住民の利便性向上及び地方公共団体の窓口負荷軽減</p> <p>○デジタル化3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）の推進</p> <p>○マイナポータルAPIの提供件数【2021年度までに10機能のAPIを提供】</p> <p>○死亡・相続ワンストップサービス【死亡・相続に関して遺族が行う手続の削減数】</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携の本格運用の対象事務手続数【2,000件以上】</p> <p>○情報連携の活用数【1億件】</p> <p>○Society5.0社会の国民共有の基盤として、2020年度に官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の稼働開始</p> <p>○各種証明書のコンビニ交付の実施団体の人口【実施団体の人口1.1億人】</p> <p>○子育て、介護、引越しワンストップサービス【取扱機関数（地方公共団体等）及びワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体毎の対象手続数の合計）について増加】</p> <p>○死亡・相続ワンストップサービス【おくやみコーナー設置自治体支援ナビの整備】</p>	<p>2. マイナンバー制度の利活用の促進等</p> <p>3. 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化</p>

次世代型行政サービスの早期実現 1. 政府全体のデジタル・ガバメントの推進

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○【社会保険・税（オンライン・ワンストップ化）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とした67手続のうちオンライン・ワンストップ化された手続数 ・APIの提供数 ・申請・届出に係る利用数 <p>○【社会保険・税（クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・APIの提供数 ・申請・届出、処分通知等に係る利用数 <p>○社会保険、補助金申請に係る事業者の行政手続上の負担軽減</p>	<p>○【社会保険・税（オンライン・ワンストップ化）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省等のシステムの改修 ・API仕様書の公開 ・オンライン・ワンストップのサービスイン（令和2年11月頃） <p>○【社会保険・税（クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象手続について情報システム整備計画において記載 ・ロードマップに基づく検討を踏まえた対象手続に係る各府省等の情報システムの改修・マイナポータル機能追加 ・API仕様書の公開 ・クラウドを活用した申請・届出、処分通知等の実現（令和3年度以降） <p>○社会保険の採用・退職時等の手続、補助金（各省、有志自治体）についてのID・パスワード方式での申請の実現</p>	<p>3. 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化（続き）</p> <p>4. 中小企業等の行政手続上の負担削減</p>

次世代型行政サービスの早期実現 1. 政府全体のデジタル・ガバメントの推進

政策目標	KPI 第2階層	KPI 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○2020年度（令和2年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちシステム改修に係る経費を、2025年度（令和7年度）までに3割削減することを目指す。</p> <p>○一括要求・一括計上の拡大により、重複投資の抑制をしつつ、共通化、効率化等による行政サービスの質の向上を実現</p> <p>○全国的な展開を図る2023年度までに設定</p>	<p>○年度ごとの一括要求・一括計上の対象システム等を拡大</p> <p>○一部地方公共団体でのサービス提供</p>	<p>5. 政府情報システムの一層の改革</p> <p>6. 子育てノンストップサービス</p>

次世代型行政サービスの早期実現 2. 国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方自治体の割合</p>	<p>○対象業務に対して、実際に標準仕様が作成された業務の割合 【標準仕様について、全体の40%に当たる業務が2021年度末までに、90%に当たる業務が2022年度末までに完成していること】</p>	<p>7. 国の主導的な支援の下での情報システム等の標準化を実施</p>

次世代型行政サービスの早期実現 2. 国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○国の支援によりデジタル人材を派遣された地方公共団体における未来技術の活用</p> <p>○生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出した地方公共団体数 【目標：2020年度末までに800団体】</p> <p>○地方公共団体のオープンデータ取組率 【目標：2020年度末までに100%】</p> <p>○AI・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p> <p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（2015年～2023年）】</p>	<p>○国の支援によりデジタル人材を派遣された地方公共団体数（2020～2024年度累計270団体）</p> <p>○自治体CIO育成研修の実施回数、受講生数 【目標：2020年度 2回（10日間）、70名】</p> <p>○オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数 【目標：2020年度末までに約900団体】</p> <p>○地域情報化アドバイザーによる支援団体数</p> <p>○AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2022年度末までに500団体】</p> <p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	<p>8. 地域におけるSociety5.0の実現に向けたデジタル人材の育成・確保等</p>

次世代型行政サービスの早期実現 3. 地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備率 【目標：原則として、全ての市町村において整備】</p> <p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（2015年～2023年）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握</p> <p>○AI・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>	<p>○市区町村における行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備計画の策定 【目標：原則として、全ての市区町村において策定】</p> <p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p> <p>○AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2022年度末までに500団体】</p> <p>○計画策定・推進体制構築支援事業における地方公共団体支援数</p> <p>○地域IoT実装推進事業（補助事業）の完了件数</p>	<p>9. 自治体行政のデジタルトランスフォーメーションの実現</p> <p>10. 自治体におけるクラウド活用の推進</p> <p>11. ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト削減を進める</p>

次世代型行政サービスの早期実現 4. 行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成

政策目標	KPI 第2階層	KPI 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化、住民サービスの質の向上を通じた国民のQOLの向上 ○国・地方一体で標準化した共通の情報インフラの転換</p>	<p>○2022年度末の本格稼働後、分野間データ連携基盤を持続的な社会基盤とするため、民間移転を進める</p> <p>○政府システムへのデータ標準の適用</p> <p>○AI・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>	<p>○2020年度における分野間データ連携基盤の実装機能数</p> <p>○定義されたデータ標準の数</p> <p>○AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2022年度末までに500団体】</p> <p>○法律による一元化を含めた規律の在り方、国・地方の役割分担の在り方に関する実務的論点について議論</p>	<p>1 2. 情報システム及びデータの公共財化並びに分野間データ連携基盤の整備</p> <p>1 3. 地方自治体が保有するデータ活用</p>

5 - 1 政府全体のデジタル・ガバメントの推進

○政府全体のデジタル・ガバメントを効果的に推進するため、システム間の互換性の確保、データ・情報連携、重複投資の排除等を徹底して進める。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
政府全体のデジタル・ガバメントの推進	1 許認可・補助金の手続簡素化、書式・書式・様式の統一、行政手続における添付書類の省略、政府全体のデジタル化、オンライン化					
	i 許認可・補助金の手続簡素化、書式・書式・様式の統一 行政手続コストの削減に向けて、地方公共団体による許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一について、関係府省が連携し、取組を促進する方策を具体化する。	2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%以上削減するため、各省の簡素化計画を点検（年間3億3千万時間（8千億円）の行政手続コストのうち、7千万時間（2千億円）の削減が実現する見通し（削減率22%））。今後とも、定期的な実績を評価し、対策の強化を要請。また、地方自治体に対しても行政手続コストの削減を要請するとともに、簡素化・オンライン化に積極的な地方自治体を応援。 地方自治体の区域を越えて広域的に活動する事業者にとって負担となっている、自治体間での手続上の書式・様式の違いについて、地方自治体と協議しつつ、書式・様式ごとに、各府省において統一・電子化などの改善方策を検討し、必要な措置を実施。 <<内閣府>>	行政手続コストの削減へ向け、簡素化計画に記載された取組のうち、2020年度以降に取り組みこととされている事項について実施。 自治体間での書式・様式の見直しにつき、2020年度以降に取り組みこととされている事項について実施。	— —	○各省が策定した重点9分野（※）についての行政手続の簡素化計画において、行政手続コストの20%以上の削減に向けた進捗管理・フォローアップ（削減率） ※営業の許可・認可に係る手続、社会保険に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に対する協力、従業員の労務管理に関する手続、商業登記等、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 ○地方公共団体における手続上の書式・様式について、事業者の負担が大きいものの46件の統一に向けた各省の取組の進捗管理・フォローアップ	○2020年3月までの国における事業者の行政手続コストの20%以上の削減 ○地方公共団体における手続上の書式・様式について、国と歩調を合わせ、統一化の推進

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
政府全体のデジタル・ガバメントの推進	ii 行政手続における添付書類の省略 行政手続における添付書類を省略するための取組を着実に推進する。	商業法人登記情報の連携開始に向けた各府省との調整を実施。 上記を含め、デジタル手続法及び政令に基づき、行政機関間の情報連携などにより添付書類の省略を可能とする対象手続の拡大に向けた検討を行う。 《内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室》	商業法人登記情報の連携開始。 省略可能な添付書類の検討結果や情報システムの整備状況、添付省略に向けた検討状況の調査結果を踏まえ、必要な措置。	登記事項証明書（商業法人）の提出の省略に向け、所要の措置を講じる。 前年度の検討状況を踏まえて、更なる各種添付書類の省略に向けた検討を行う。	○登記事項証明書（商業法人）の省略が可能な手続数 ○各種添付書類の省略が可能な手続数	○各種添付書類が省略されたことによる国民・事業者の負担軽減
	iii 政府全体のデジタル化・オンライン化 政府全体のデジタル化・オンライン化を積極的に推進する。	新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、法令に基づく国の行政手続のオンライン化を推進するとともに、地方公共団体の手続についても、国による統一的な情報システムの整備を推進。各府省の検討状況に応じて毎年度計画を改定し、順次オンライン化を推進。 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画等に基づく各種支援策（地方公共団体におけるオンライン化のための情報システムの整備、システム等の共同利用、地方公共団体の官民データ活用推進計画の策定を含む）により、地方公共団体のデジタル化・オンライン化を推進。 《内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室》	新たなデジタル・ガバメント実行計画に基づき、オンライン化に向けた各府省の取組状況を確認し、フォローアップ及び計画の改定を行う。	引き続きフォローアップにより取組の進捗管理・評価を行い、必要な計画の改定を行うことで、行政サービスのオンライン化の実現を推進。	○オンラインで実施できる手続件数 ○都道府県の官民データ活用推進計画策定団体数 【目標：2020年度末までに47都道府県】	○オンラインで実施可能な手続件数のうち、実際にオンラインで実施されている手続件数の割合 ○都道府県の官民データ活用推進計画に記載された施策の目標達成率 【目標：全都道府県の計画策定後、2021年度に施策調査を行い設定する予定】

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
政府全体のデジタル・ガバメントの推進	<p>2 マイナンバー制度の利活用の促進等</p> <p>戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバー制度の利活用を進めるとともに、情報連携対象事務の拡充を行う。マイナンバーカードについて、これを利用した医療保険のオンライン資格確認の2020年度からの本格運用や公的個人認証の民間部門における活用・普及促進に向けた取組を着実に進めるなど、ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価する。</p> <p>Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す。</p> <p>安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。</p>	<p>2023年度からの戸籍関係情報に係る情報連携の拡充等を含む改正マイナンバー法に対応、順次施行。</p> <p>ロードマップ等に基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価。</p>			<p>○マイナンバー制度の情報連携の本格運用の対象事務手続数【2,000件以上】</p> <p>○情報連携の活用数【1億件】</p> <p>○Society5.0社会の国民共有の基盤として、2020年度に官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の稼働開始</p> <p>○各種証明書のコンビニ交付の実施団体の人口【実施団体の人口1.1億人】</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携対象事務及び対象情報の範囲拡大によるデジタルファーストの推進</p> <p>○2021年度以降、地方自治体による各種現金給付等をキャッシュレスのポイント給付で行うモデル事業を開始</p> <p>○コンビニ交付サービス（マイナンバーカードの利活用）の拡大による住民の利便性向上及び地方公共団体の窓口負担軽減</p>
		<p>消費税率引上げに伴う需要平準化策としてマイナンバーカードを活用した消費活性化策を早期に実施し、官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す。また、地域の移動支援などに当該決済基盤の活用、各種現金給付のポイントでの実施について検討を行う。</p>	<p>地域の移動支援などへの当該決済基盤の活用、現金給付のポイントでの実施に関する検討状況を踏まえた必要な改善や検討を実施。</p>	<p>地域の移動支援などへの当該決済基盤の活用、現金給付のポイントでの実施に関する検討状況を踏まえた必要な改善や検討を実施。</p>		
		<p>2020年度に予定されているマイナンバーカードを活用した消費活性化策や2021年3月から本格運用が開始される健康保険証としての利用を踏まえ、年度末までに6千万枚から7千万枚のマイナンバーカードが交付されることを想定した普及促進策を実施。</p> <p>〈内閣官房番号制度推進室、総務省〉</p>	<p>健康保険証として利用可能な医療機関等を9割程度にすることを目指すなど、年度末までに9千万枚から1億枚のマイナンバーカードが交付されることを想定した普及促進策を実施。</p>	<p>概ね全ての医療機関等で健康保険証として利用可能とすることを目指すなど、年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードが保有することを想定した普及促進策を実施。</p>		

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
政府全体のデジタル・ガバメントの推進	<p>3 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化</p> <p>行政手続に関連する民間手続のワンストップ化を進める。具体的には、子育て、介護、引越し、死亡・相続など主要なライフイベントの際に個人が行う手続や、社会保険・税など従業員の採用、退職等のライフイベントに伴い企業が行う手続について、順次実施する。</p>	<p>【子育て、介護】</p> <p>マイナポータルを活用して子育て、介護に関するサービス検索及びオンライン申請ができるワンストップサービスについて、引き続き、地方公共団体における導入を促進すると共に、サービスの拡充等を行い、更なる利用を進める。</p> <p>【引越し】</p> <p>引越しポータルサイトから手続申請を行う引越しワンストップサービスについて順次サービスを開始し、多くの地方公共団体や民間事業者等での導入や手続の更なる拡大を図り、本格展開を進める（自治体手続についてはマイナポータルを経由）。</p> <p>【死亡・相続】</p> <p>死亡・相続に関する遺族が行う手続の削減について、届出省略に向けて見直し方針を踏まえ、順次制度改正等の実施を図る。また、おくやみコーナー設置自治体支援ナビ導入に向けた支援を行う。</p>	<p>【子育て、介護、引越し、死亡・相続】</p> <p>申請者の手続負担の軽減、行政機関の業務効率化の実現に向け、更なる取組を推進。</p>	<p>【子育て、介護、引越し、死亡・相続】</p> <p>2021年度の取組状況を踏まえ必要な措置を講じ、行政手続に関連する民間手続のワンストップ化を推進。</p>	<p>○子育て、介護、引越しワンストップサービス</p> <p>【取扱機関数（地方公共団体等）及びワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体毎の対象手続数の合計）について増加】</p> <p>○死亡・相続ワンストップサービス</p> <p>【おくやみコーナー設置自治体支援ナビの整備】</p>	<p>○デジタル化3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）の推進</p> <p>○マイナポータルA P Iの提供件数【2021年度までに10機能のA P Iを提供】</p> <p>○死亡・相続ワンストップサービス</p> <p>【死亡・相続に関して遺族が行う手続の削減数】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
政府全体のデジタル・ガバメントの推進		<p>【社会保険・税（オンライン・ワンストップ化）】 従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続きについて、マイナポータルをA P I を活用したオンライン・ワンストップ化を開始し、順次、対象手続を拡大する。また、社会保険労務士の電子署名等が必要な手続についても、マイナポータルから行えるようにする。</p>	<p>【社会保険・税（オンライン・ワンストップ化）】 マイナポータルをA P I 経由で申請できる手続について、順次追加・見直しを図る。</p> <p>【社会保険・税（クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等）】 社会保険・税手続の新たな方法として、金融機関に係る法定調書の提出（事業者提出の全ての法定調書について検討）に関して、クラウドサービス等を活用した企業保有情報の新しい提出方法に係る情報システムの利用を開始し、事業者の事務作業の負担を軽減する。</p>	<p>→</p> <p>【社会保険・税（クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等）】 新しい提出方法による提出を順次拡大。</p>	<p>【社会保険・税（オンライン・ワンストップ化）】 ・各省等のシステムの改修 ・A P I 仕様書の公開 ・オンライン・ワンストップのサービスイン（令和2年11月頃）</p>	<p>【社会保険・税（オンライン・ワンストップ化）】 ・対象とした67手続のうちオンライン・ワンストップ化された手続数 ・A P I の提供数 ・申請・届出に係る利用数</p> <p>【社会保険・税（クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等）】 ・A P I の提供数 ・申請・届出、処分通知等に係る利用数</p>
		<p>《内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略室、関係府省庁》</p>				

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
政府全体のデジタル・ガバナメントの推進	4 中小企業等の行政手続上の負担軽減 中小企業等への時間外労働の上限規制が適用される2020年4月から中小企業等の行政手続上の負担を軽減するため、社会保険の採用・退職時等の手続についてのID・パスワード方式での簡易なオンライン申請や、補助金（各省、有志自治体）についてのGビズID（法人共通認証基盤）を活用したID・パスワード方式での申請を実現する。	社会保険の採用・退職時等の手続や、補助金（各省、有志自治体）に関する手続について、GビズID（法人共通認証基盤）を活用したID・パスワード方式でのオンライン申請を実現する。 ≪内閣府、関係府省庁≫	—	—	社会保険の採用・退職時等の手続、補助金（各省、有志自治体）についてのID・パスワード方式での申請の実現	社会保険、補助金申請に係る事業者の行政手続上の負担軽減
	5 政府情報システムの一層の改革 データの標準化、情報システム間の互換性、高度なセキュリティ対応等の確保を、政府として統一性を確保しつつ効率的に実現する観点から、政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化を実施する。	内閣官房の下、サービス視点の業務改革（BPR）を意識した年間を通じたプロジェクト管理の順次拡充。 デジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求・一括計上を順次開始。 契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を、試行的に開始。 ≪内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室≫	内閣官房の下、政府重点プロジェクトの管理を実施。 各府省は府省重点プロジェクトの管理を徹底するとともに、必要に応じて、プロジェクトの指定を拡充。 一括要求・一括計上の対象システム等を順次拡大。 契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を試行的に実施。	2021年度までの取組を踏まえ、政府重点プロジェクトや府省重点プロジェクトの順次拡充、一括要求・一括計上の対象システム等の順次拡大、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を試行的に開始することにより、政府情報システムの一層の改革の実現を推進。	○2020年度（令和2年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうち、システム改修に係る経費を、2025年度（令和7年度）までに3割削減することを目指す。 ○年度ごとの一括要求・一括計上の対象システム等を拡大	○2020年度（令和2年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうち、システム改修に係る経費を、2025年度（令和7年度）までに3割削減することを目指す。 ○一括要求・一括計上の拡大により、重複投資の抑制をしつつ、共通化、効率化等による行政サービスの質の向上を実現

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
政府全体のデジタル・ガバナメントの推進	<p>6 子育てノンストップサービス</p> <p>予防接種や児童手当など、妊娠から就学前までの子育て関連手続きをボタン一つで申請できるサービスにつき、来年度から一部の地方公共団体において開始し、2023年度からの全国展開を目指す。</p>	<p>サービス提供を一部地方公共団体において開始。</p> <p>《内閣官房日本経済再生総合事務局、関係府省庁》</p>			○一部地方公共団体でのサービス開始	○全国的な展開を図る2023年度までに設定

5-2 国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化

○国・地方を通じた各分野の業務プロセス・情報システムの標準化・共有化と、すべての自治体における標準化されたデジタルインフラの整備を国が主導していく。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化	<p>7 国の主導的な支援の下での情報システム等の標準化を実施</p> <p>ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。</p>	<p>内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省は、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している以下の地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当（内閣府） ・選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税（総務省） ・就学（文部科学省） ・国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当（厚生労働省） ・子ども・子育て支援（内閣府・厚生労働省） <p>上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。</p> <p>特に、地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉、就学業務については、速やかに地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手する。</p>	<p>内閣府・総務省・厚生労働省は、情報システムの標準化に向けた調査に基づき地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、情報システム標準化による効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。</p>	<p>内閣府・総務省・厚生労働省は、情報システム標準化による効果が見込める業務について、標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。</p>	<p>○対象業務に対して、実際に標準仕様を作成された業務の割合 【標準仕様について、全体の40%に当たる業務が2021年度末までに、90%に当たる業務が2022年度末までに完成していること】</p>	<p>○標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方自治体の割合</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化		<p>このほか、各省は以下の事項に取り組む。</p> <p>(1) 住民記録（総務省） すでに検討に着手している住民記録システムについては、夏頃までに地方自治体関係者などと、標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成する。住民記録システムが他の基幹系システムの基礎となるため、普及策や他システムとの連携方策も検討する。</p> <p>(2) 地方税（総務省） 地方税に係るシステムに関して、納税者からの電子納税を可能とする地方税共通納税システムについては、対象税目を地方法人二税等から更に拡大するため、2019年度の課題整理に基づき、地方自治体などとともに取組を進める。市町村の基幹税務システムについては、夏以降住民記録システムの成果も反映し標準仕様書の作成を進める。</p> <p>(3) 社会保障（厚生労働省） 国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに機能改善を図って効果をより高めるほか、導入後の課題を把握し、効率的な業務プロセスやシステム設計に見直すことにより、導入自治体を広げるための改善策を検討する。 介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議（仮称）」の方針を踏まえ、速やかに自治体における業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、1年以内に標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。 児童扶養手当、生活保護に係る業務支援システムについても、速やかに自治体における業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。</p> <p>(4) 教育（文部科学省） 就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、速やかに自治体の業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、1年以内に標準仕様書を作成する。</p>				

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化		<p>内閣官房は、内閣府・総務省の協力を得て、関係府省庁の検討の支援や府省庁横断的な事項の処理を行う。</p> <p>内閣官房及び関係府省庁は、地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化に関する政府全体の方針調整及び進捗管理を行うため、早期に「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議（仮称）」を組織・運営する。</p> <p>内閣官房及び関係府省庁は、それぞれの事務の業務プロセス・情報システム標準化の検討状況について地方自治体への適時適切な情報提供を行う。</p> <p>国が主導して情報システムの標準化を進めるため、総務省は、地方制度調査会における地方自治制度との関係を含めた議論などを踏まえ、関係府省庁と連携して、法制上の措置も視野に、必要な検討を行う。</p> <p>≪内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、総務省、関係府省庁≫</p>	<p>内閣官房は、内閣府・総務省の協力を得て、関係府省庁の検討の支援や府省庁横断的な事項の処理を行う。</p>	<p>内閣官房は、内閣府・総務省の協力を得て、関係府省庁の検討の支援や府省庁横断的な事項の処理を行う。</p>		

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化	<p>8 地域におけるSociety5.0の実現に向けたデジタル人材の育成・確保等</p> <p>地域におけるSociety5.0の実現に向けた技術（未来技術）の活用を推進するため、情報通信関連事業者などの民間事業者等と連携し、その従業員などを「デジタル専門人材」として地方公共団体に派遣する。</p> <p>自治体に不足しているIT人材を補うため、要望に応じて自治体のデジタル化・クラウド化等に積極的に関与する形で専門人材・チームを計画的に派遣する。</p> <p>自治体CIOやオープンデータに対応する人材の育成、地域情報化アドバイザーの派遣などにより、地方公共団体のIT人材の更なる確保・育成に取り組む。</p>	<p>内閣官房、内閣府は地方公共団体と民間事業者等の「デジタル専門人材」とのマッチングを支援することにより、地域におけるSociety 5.0の実現を推進する。</p> <p>自治体CIOの育成（※）や、地域でのオープンデータの利活用を推進する職員の養成によって、IT人材の更なる確保・育成を推進。</p> <p>※「自治体CIO育成研修」として、地方公共団体職員向け研修を実施し、地方公共団体における情報システムの適切かつ安全な管理、業務の効率化、効果的な地域情報化の展開などを推進。 テキスト・カリキュラム（全体最適化、運営管理）の改訂を実施。</p> <p>オープンデータの有用効用事例の充実、自治体職員がデータ作成・公開する際に利用できるツールの充実を図る等、小規模自治体へのサポート強化を図るとともに、地域でオープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修の実施。</p> <p>地域の課題解決のためにICTを利活用した取組を検討している自治体等に対し、その求めに応じて、ICTの専門的な知見やノウハウを有する「地域情報化アドバイザー」を派遣する人的支援を実施。</p>	<p>地方自治体におけるデジタル人材の受入れ状況およびその成果を整理し、必要な改善を実施。</p> <p>地方公共団体で異なる内部のガバナンスのあり方や地域の課題に応じた、IT人材の更なる確保・育成に取り組む。</p> <p>地方公共団体のニーズを踏まえた必要な改善を実施。</p>	<p>2021年度の実取組状況を踏まえ更なる改善を実施。</p> <p>地方公共団体のニーズに応じた必要な改善を図った上で、地方公共団体のデジタル・ガバナメントの実現に不可欠なIT人材の更なる確保・育成に取り組む。</p> <p>これまでの取組状況を踏まえ更なる改善を実施し、ICTによる地域の課題解決を図る。</p>	<p>国の支援によりデジタル人材を派遣された地方公共団体数（2020～2024年度累計270団体）</p> <p>○自治体CIO育成研修の実施回数、受講生数 【目標：2020年度2回（10日間）、70名】</p> <p>○オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数 【目標：2020年度末までに約900団体】</p> <p>○地域情報化アドバイザーによる支援団体数</p> <p>○AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2022年度末までに500団体】</p> <p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	<p>国の支援によりデジタル人材を派遣された地方公共団体における未来技術の活用</p> <p>○生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出した地方公共団体数 【目標：2020年度末までに800団体】</p> <p>○地方公共団体のオープンデータ取組率 【目標：2020年度末までに100%】</p> <p>○AI・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p> <p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（2015年～2023年）】</p>
		<p>≪内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府、総務省≫</p>				

5-3 地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開

○自治体において、限られた人材・資源を質の高い行政サービスの提供に振り向けていくため、自治体行政のデジタル化・クラウド化やAI・ICTの活用を進めていく。

	取組事項	実施年度			KPI	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開	<p>9 自治体行政のデジタルトランスフォーメーションの実現</p> <p>総務省は、Society 5.0時代にふさわしい自治体行政のデジタルトランスフォーメーション実現に向け、技術面、人材面、財源面、業務面からの課題を早急に洗い出し、AI・ICT化、クラウド化等を抜本的に進める計画を策定する。 地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため、デジタル手続法に基づく取組について地方自治体への展開を促す。</p>	<p>Society 5.0時代にふさわしい自治体行政のデジタルトランスフォーメーション実現に向け、地方自治体のAI・ICT化、クラウド化のほか、システム標準化やオンライン化を抜本的に進めるための促進方策に関する計画を、内閣官房・内閣府等と連携を図り、令和2年度中に策定。 当該計画において地方自治体のオンライン化に必要な情報基盤の整備に関する取組を盛り込む。</p> <p>《総務省》</p>	<p>策定した計画内容の進捗管理・評価を行うとともに、AI・ICT化、クラウド化等の実現に向けた取組を実施。 また、地方自治体のオンライン化の推進に向けた情報基盤の整備に関する取組を実施。</p>	<p>策定した計画内容の進捗管理・評価の状況を踏まえ、AI・ICT化、クラウド化等の実現に向けた取組を実施。 また、当該計画の進捗状況を踏まえ、地方自治体のオンライン化の更なる推進に向けた取組を実施。</p>	<p>○市区町村における行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備計画の策定 【目標：原則として全ての市区町村において策定】</p>	<p>○行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備率 【目標：原則として、全ての市町村において整備】</p>
	<p>10 自治体におけるクラウド活用の推進</p> <p>自治体クラウドの一層の推進に向け、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国は進捗を管理する。</p>	<p>助言通知（平成29年11月9日通知）に基づく市区町村のクラウド導入等計画の見直しを要請。</p> <p>地方公共団体の情報システム運用コスト（住民一人当たりコストを含む）の算出・公表。</p> <p>自治体クラウドを導入したグループにおける歳出効率化の成果を態様別に類型化し、公表。</p> <p>※情報システム運用コストについては継続的に把握する必要がある。</p> <p>複数団体による自治体クラウドの導入を、地方交付税措置により支援。</p> <p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置。</p> <p>《総務省》</p>	<p>標準仕様の進捗にあわせて市区町村のクラウド導入計画の見直しを要請。</p>	<p>標準仕様の進捗にあわせて市区町村のクラウド導入計画の見直しを要請。</p>	<p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	<p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（2015年～2023年）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開	<p>11 ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める</p> <p>自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いながら、関係府省が連携してICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める。地域課題の解決に効果的な事業に積極的に取り組む地方自治体に対する地方財政措置の拡充について検討する。</p>	<p>自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いつつ、ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築する「自治体行政スマートプロジェクト」を実施。</p> <p>AI活用が進められていない行政分野におけるクラウドサービスとしてのAIの導入に当たって、標準仕様及び手順をとりまとめ、全国の自治体におけるクラウドAIサービスの共同利用に向け取り組む。</p> <p>AI・IoT等を活用して地域の課題解決等に取り組もうとする地域の企業や自治体等に対し、地域IoTの実装計画の策定支援や共同利用を促す財政支援を実施する「地域IoT実装・共同利用総合支援施策」を実施。</p> <p>AI・IoT・RPAの活用など地方自治体における次世代型行政サービスの推進に向けた取組について、地方財政措置を講じる。</p> <p>《総務省》</p>	<p>「自治体行政スマートプロジェクト」において構築した業務プロセスの標準モデルの横展開等を実施。</p> <p>2020年度までに実施した取組の成果を把握し他自治体への横展開の進捗管理・評価を行う等により、クラウドAIサービスの共同利用を実施。</p> <p>「地域IoT実装・共同利用総合支援施策」の成果を整理し、各自治体のIoT等の導入を促進。</p>	<p>クラウドによる効率的な展開を含めた、自治体へのAI導入を推進。</p> <p>「地域IoT実装・共同利用総合支援施策」の成果を踏まえた取組により、各自治体のIoT等の導入を促進。</p>	<p>OA・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2022年度末までに500団体】</p> <p>○計画策定・推進体制構築支援事業における地方公共団体支援数</p> <p>○地域IoT実装推進事業（補助事業）の完了件数</p> <p>—</p>	<p>OA・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p> <p>—</p>

5-4 行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成

〇わが国のグローバルな競争力確保と地域経済の活性化を目指し、分野や組織の垣根を超えた、デジタル化による多様かつ新しいつながりやデータ収集・解析をもとにプラットフォーム型ビジネスを育成する。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成	<p>12 情報システム及びデータの公共財化並びに分野間データ連携基盤の整備</p> <p>組織や分野を超えたデータの利活用等を通じて新たな価値の創出を目指す分野間データ連携基盤が本格稼働する2022年度に向けて、(中略)次世代型行政サービスを早急に実現する。</p> <p>国及び地方自治体等の情報システムやデータは、集約・標準化・共同化し、原則、オープンな形で誰もが利用でき、キャッシュフローを生み出す「公共財」となるよう設計する。具体的には、行政機関が保有するデータのデジタル化・標準化、官民とのデータ連携・共有や、個人情報保護に関する官民の規定の集約化等に取り組む。</p>	<p>統合イノベーション戦略に沿って、分野間データ連携基盤の本格稼働に向け推進。</p>		<p>分野間データ連携基盤の本格稼働。</p>	<p>〇2020年度における分野間データ連携基盤の実装機能数</p>	<p>〇2022年度末の本格稼働後、分野間データ連携基盤を持続的な社会基盤とするため、民間移転を進める</p>
		<p>民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する方向で、検討を進める。</p>				
		<p>「行政基本情報データ連携モデル」(平成31年3月28日内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)や「文字環境導入実践ガイドブック」(平成31年3月28日内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)等に基づき、行政分野におけるデータの標準化を推進する。</p> <p>≪内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、関係府省庁≫</p>			<p>〇定義されたデータ標準の数</p>	

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成	<p>13 地方自治体が保有するデータ活用</p> <p>地方自治体が保有するデータについて、個人情報の保護を徹底しつつ、その活用方策の考え方を2019年度内に整理し、地方自治体におけるデータ活用の取組を推進する。</p>	<p>2019年度に整理した個人情報の保護を徹底した上での個人情報の活用策を踏まえ、データ活用の取組を推進する。</p> <p>具体的には、AI活用が進められていない行政分野におけるクラウドサービスとしてのAIの導入に当たって、標準仕様書及び手順をとりまとめ、全国の自治体におけるクラウドAIサービスの共同利用に向け取り組む。</p> <p>2019年度に開始した、地方公共団体の個人情報保護制度の中長期的な在り方を意見交換する場において、個人情報保護制度に関する議論を実施。</p> <p>《総務省、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会》</p>	<p>2020年度までに実施した取組の成果を把握し他自治体への横展開の進捗管理・評価を行う等により、クラウドAIサービスの共同利用を実施。</p>	<p>クラウドによる効率的な展開を含めた、自治体へのAI導入を推進。</p>	<p>○AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2022年度末までに500団体】</p> <p>○法律による一元化を含めた規律の在り方、国・地方の役割分担の在り方に関する実務的論点について議論</p>	<p>○AI・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成	14 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討（社保-12）					
	15 P H R 推進を通じた健診・検診情報の予防への分析・活用（社保-13）					
	16 レセプト情報を活用し、医師や薬剤師が投薬履歴等を閲覧できる仕組みの構築（社保-34i）					
	17 被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入（社保-39i）					
	18 「保健医療データプラットフォーム」の2020年度本格運用開始（社保-39ii）					
	19 A I の実装に向けた取組の推進（社保-39iv）					
	20 ロボット・I o T ・ A I ・ センサーの活用（社保-39vi）					
	21 クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース（M I D - N E T）の連携（社保-40）					
	22 オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実（社保-41）					
	23 科学的介護の推進（栄養改善を含め、自立支援・重症化防止等に向けた介護の普及）（社保-46）					
24 スマートシティの推進（社資-13）						

6. 文教・科学技術

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p>【指標①】OECD・PISA調査等の各種調査における水準の維持・向上 ※科学リテラシー、読解力、数学リテラシーなど、世界トップレベルの維持・向上（PISA2015：科学リテラシー1位、読解力6位、数学リテラシー1位、PISA2018：科学リテラシー2位、読解力11位、数学リテラシー1位） ※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成</p>	<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%</p> <p>○児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定 ※データなし、「情報活用能力調査」の実施を踏まえ検討</p>	<p>○少子化の進展（児童生徒数、学級数の減少等）及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題（いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等）に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合 ※2019年度：50.7%→2021年度：100.0%</p> <p>○特別免許状授与件数 ※2016年度：延べ1,101件 →2021年度：延べ1,600件 ○外国語指導助手（ALT）等の配置状況 ※2017年度：12,912人（小学校） →2021年度：15,000人（小学校）</p> <p>○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合 ※2018年度：63.8%→2021年度：75%</p> <p>○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合 ※2018年度：59.7%→2021年度：70%</p>	<p>1. 教育政策の実証研究（※）を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</p> <p>※現在実施している実証研究を見直す ①学級規模等の影響効果 ②加配教員・専門スタッフ配置の効果分析 ③高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析 ④教員の勤務実態の実証分析</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（外部人材の活用等によるチームとしての学校の推進）</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（学校事務の共同実施）</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（部活動における外部人材や民間機関の活用）</p>